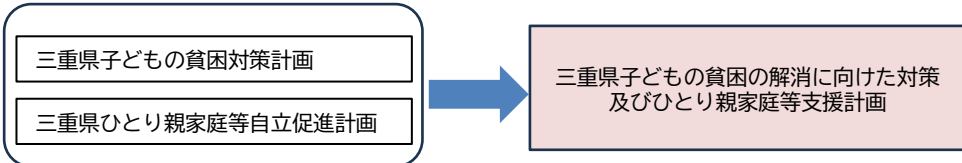


# 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の概要

## 計画策定の基本的な考え方

○子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、計画を一本化して策定



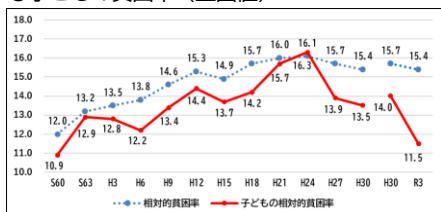
○計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

○子どもの貧困のとりえ方

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況＝子どもの貧困

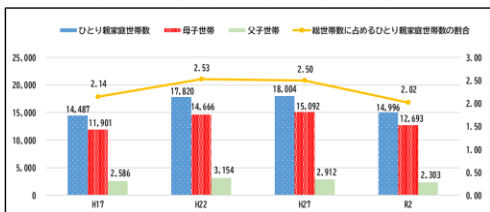
## 子どもの貧困及びひとり親家庭の現状

○子どもの貧困率（全国値）



令和3年の子どもの貧困率は11.5%と、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分に満たない状況

○ひとり親家庭の世帯数の推移（三重県）

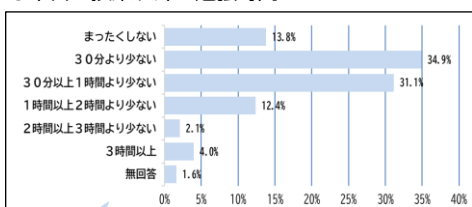


ひとり親家庭の世帯数は、令和2年では14,996世帯となっており、平成27年から約17%減少

## 実態調査

県内の貧困家庭及びひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげるため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施

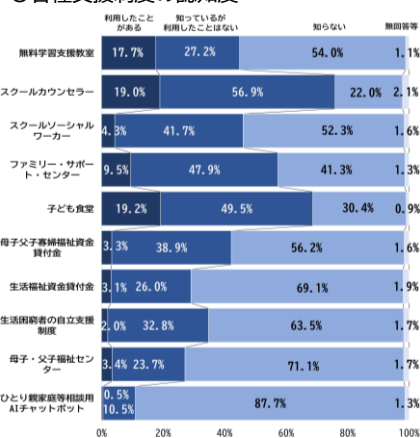
○平日の授業以外の勉強時間



1時間未満と回答した子どもが約8割となるなど、全体的に勉強時間が少ない

「知らない」と答えた方が多く、特に、「母子・父子福祉センター」（71.1%）、「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」（87.7%）など、ひとり親家庭への支援について「知らない」と答えた割合が多い

○各種支援制度の認知度



## めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします

## 取組の視点

1. 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
2. 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
3. 市町における支援体制の充実
4. 学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
5. ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

## 具体的取組と計画目標

支援の柱	目標項目	現状値	目標値 (令和11年度)	
1. 教育の支援	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	600人	
	① 学校をプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の展開	児童養護施設、里親の子ども、高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子ども、大学等進学率	32.1% (R4・R5)	45%
	② 教育に係る経済的負担の軽減	地域住民の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合	76% (R5)	100%
2. 生活の支援	③ 生活困窮家庭やひとり親家庭等への学習支援	子ども家庭センター設置市町数	15市町 (R6)	29市町
	④ 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19市町 (R5)	29市町
	⑤ 子どもの生活支援	子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5)	350か所
	⑥ 子どもの安心できる居場所づくり			
	⑦ 子どもの自立支援			
3. 保護者に対する就労の支援	⑧ 住宅支援			
	⑨ 相談・職業紹介	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人案件数	150件 (R5)	250件
	⑩ 資格・技術取得の支援			
4. 経済的支援	⑪ 親の学び直しへの支援	養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
	⑫ 養育費の確保に関する支援			
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備	⑬ 手当の支給等による支援	子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15市町 (R6)	29市町
	⑭ 行政および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の充実と活用			
	⑮ 市町による計画策定や取組の充実促進	子ども家庭センター設置市町数【再掲】	15市町 (R6)	29市町
	⑯ 相談機能の充実			
	⑰ 各種制度における広報の強化			
	⑱ 父子家庭に対する支援の充実			
	⑲ 社会の理解促進に向けた周知啓発			